

第4（第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要）

債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付条件の変更等）をとった後において、改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合は、貸付条件の変更等を行った中小企業者のお客さまの経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画の見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門化との連携を含む）の発揮や、ビジネスマッチングの開催等、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでおります。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するため、以下のとおり体制を整備しております。

区 分	責任者・担当者	役 割
本 部	金融円滑化管理責任者 （融資部長）	経営再建計画の見直しの策定支援及び推進状況等の全般の統括 経営相談、経営指導の対応状況の統括
	金融円滑化管理統括部 （融資部）	経営再建計画の見直しの策定支援 関係部室・各営業店との連携 他金融機関等との連携 経営改善・事業再生支援の取組み
各営業店	金融円滑化管理担当者 （営業店長）	経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 関係部室・各営業店との連携 金融円滑化管理統括部（融資部）への報告
	営業店職員	経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 営業店長への報告

- （1）金融円滑化管理統括部（融資部）と各営業店が連携して、実現性の高い経営再建計画の策定支援とその後のフォローアップを行っております。
- （2）金融円滑化管理統括部（融資部）と各営業店が連携して、中小企業再生支援協議会等や外部コンサルタントを活用し、経営改善・事業再生支援の取組みを行っております。
- （3）金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部室及び各営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われるため、金融円滑化管理統括部（融資部）からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的または必要に応じて随時、理事会等に報告しております。

ただし、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合または顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに理事会に報告し周知徹底を行っております。

- (4) 理事会は、経営改善・再生支援の対応状況、問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。
- (5) 金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理統括部（融資部）は、申し出があった苦情相談について、関係部室及び各営業店と協力して問題の解決に努めております。
- (6) 金融円滑化管理統括部（融資部）は、経営改善相談及び再生支援が適切に行われるため、定期的または必要に応じて随時、研修計画を立案し、直接または各分野の専門家を通じて、役職員に対し、目利き能力の向上等を図るための研修を実施し周知徹底を行っております。